

## 第5章 添付資料

本章では、本事業の協働の評価のまとめに関連する以下の資料を参考として添付します。

### <関連資料>

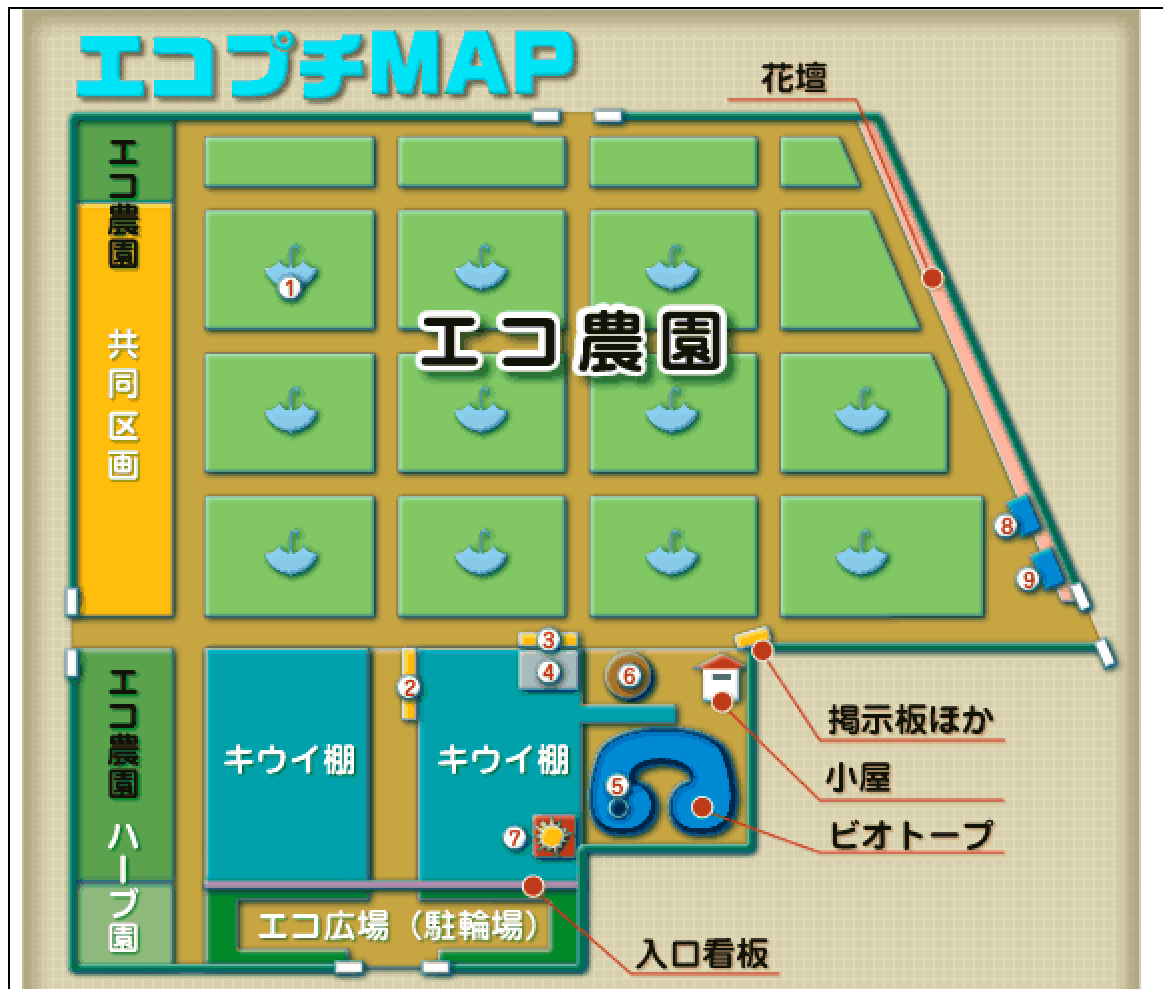
○六町エコプチテラス案内図	70
○六町エコプチテラス配置図	71
○六町エコプチテラス用地求積図	72
○六町エコプチテラス事業の関係図（再掲）	73
○六町エコプチテラス事業企画書	74
○六町エコプチテラス管理運営協定書（写し）	75
○六町エコプチテラス事業について（委員会報告資料）	77
○六町エコプチテラス管理運営協定書の書確認書	78
○足立グリーンプロジェクト規約	79
○エコ農園利用者心得	81
○エコ農園利用承諾書	82
○足立グリーンプロジェクトメディア出演一覧	83
○足立区プチテラス設置要綱	88
○足立区公有財産規則	91
○地方自治法	93

○六町エコプチテラス案内図



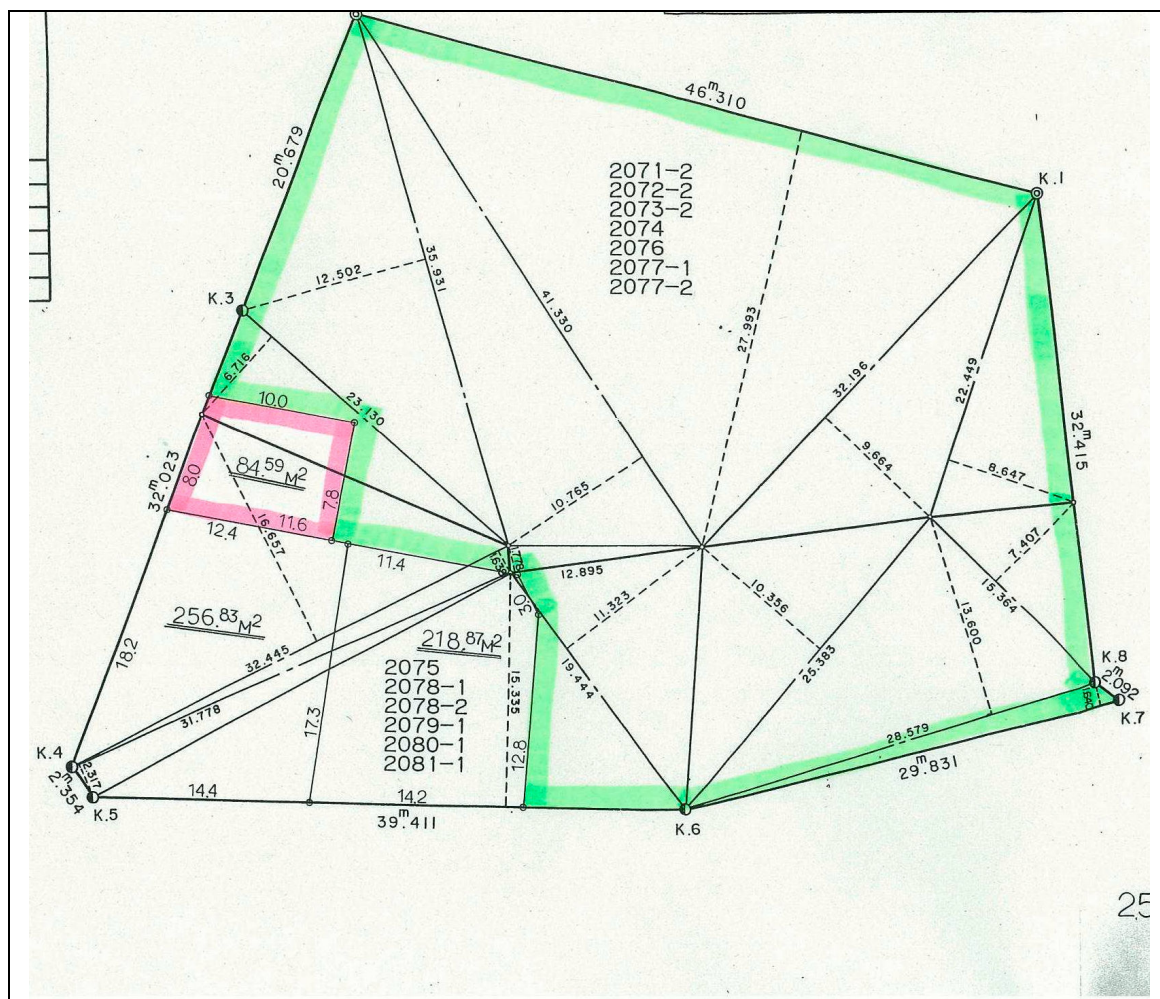
AGPホームページより (再掲)

○六町エコプチテラス配置図



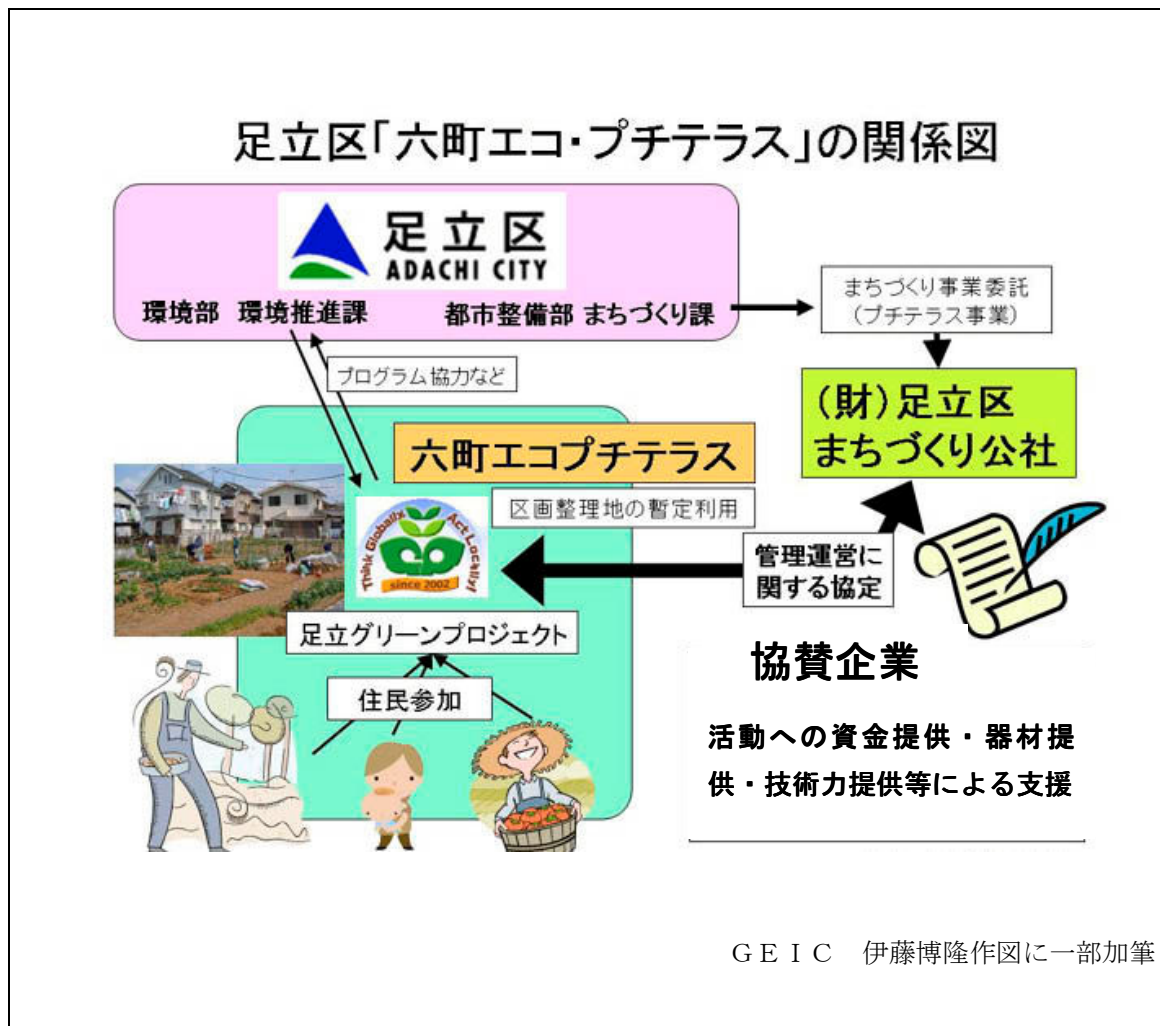
AGPホームページより (再掲)

○六町エコプチテラス用地求積図



- ◆緑色の範囲は当初の六町エコプチテラス区域 (2029.71 m<sup>2</sup>)
  - ◆赤色の範囲は平成17年度にエコプチテラスに追加した区域 (84.59 m<sup>2</sup>)
- 合計 2114.3 m<sup>2</sup>

○六町エコプチテラスの関係図（再掲）



〇六町エコプチテラス事業計画書

(平成14年度 AGP作成)

1. 事業名	六町エコプチテラス事業
2. 事業目的	地球規模の環境破壊が進行し、まちづくりにおいても環境問題への取り組みが不可欠な状況である現在、都心部におけるヒートアイランド防止対策や有機性廃棄物のリサイクル化のモデル事業を実践して、区民への啓発活動を推進する。また、当地区は区画整理事業が進められており、美しいまち並みを実現するための緑化環境や景観形成、環境教育などへの貢献についても検討を行い、緑いっぱいのまちづくり実現に寄与させていく。
3. 事業内容	<p>空き地を利用したエコプチテラスの展開</p> <p>1) ヒートアイランド対策として空き地の1/5～1/8にキウイを植えて棚を作る。つる性植物のキウイは葉の面積が広く、ほふく性があり、地面の被覆性にすぐれている。幹が細いため撤去が容易で虫もつかず、繁殖力も強い。4坪のキウイ棚でクーラー1台分の冷却効果がある。(別添資料あり)キウイ棚は高さを2.5mとし、下のスペースを近隣住民に開放する。</p> <p>2) 空き地の残りを農園として開放。キウイの枝の剪定・除草および空き地の景観管理を目的とし、副次的に家庭から出る生ゴミのリサイクルをおこなう。</p>
4. 事業場所	六町1丁目11番地
5. 事業費	1,262,500円(平成14年度)
6. 事業内訳	<p>キウイ苗 2,500×25本=62,500円</p> <p>キウイ棚 120万円(看板設置、雨水利用システム込み)</p> <p>なお、エコ農園利用者は年会費5,000円を支払っている(5,000円×50区画=25万円)が、年間費は水道料金その他雑費に運用されることが予測される。またキウイ棚制作費が当初より大幅にかかったため、エコ農園運営費とキウイ棚制作費とをわけることとした。コンポストやHP制作その他の費用はエコ農園運営費からとし、援助額の30万円はキウイ棚制作費に当てることとした。これにより、現時点でのキウイ棚制作費のお大幅な赤字をエコ農園運営費に補填することを防いでいる。</p>

## ○六町エコプチテラス管理運営協定書

### 協 定 書

うるおいや、やすらぎのある快適な都市環境の増進と、環境に配慮したまちづくりに寄与するため、財団法人足立区まちづくり公社理事長（以下「甲」という）とハイランドプラン 代表 平田裕之（以下「乙」という）との間に六町エコプチテラス（足立区六町一丁目11番）の維持管理に関し、次のとおり協定する。

#### （目 的）

第 1 条 六町エコプチテラスを緑化環境の先進的な土地利用の場とし、また地域コミュニティの育成を図る広場として常に良好な状態を保つため、継続的に維持管理を行うことを目的とする。

#### （役割分担）

第 2 条 甲及び乙の役割分担を、次のとおりとする。

甲が行うもの

ア、施設内全体にわたる総合的管理

乙が行うもの

ア、施設内の土地利用運営ならびに清掃及び除草

イ、敷地全体ならびに工作物の安全管理

ウ、甲との連絡調整（情報の提供）

#### （管理の責任）

第 3 条 プチテラスの管理についての責任は、甲が負うものとする。

#### （事業の実施）

第 4 条 乙は、ヒートアイランド対策としての緑化棚等の設置や、生ゴミリサイクル推進のための農園設置について、地域の景観に配慮するとともに、今後の環境にやさしいまちづくり活動推進に資するものとなるよう、団体の自主的な活動を展開する。

また、事業や広場機能に支障を来たすことのないよう、第2条に定める業務を適宜行い、業務実施報告書（甲指定様式）を毎月始めに提出する。（郵送）

#### （利用の制限）

第 5 条 乙は、施設の利用運営にあたり、営利、政治、宗教活動を目的とした工作物等の設置若しくは施設の利用をしてはならない。ただし、団体の

自主自律的な運営活動に必要な最低限の費用を、会員ならびに賛同者等から事業活動費として募ることはこの限りでない。

(協定の期間)

第 6 条 この協定の期間は、締結の日から 1 年間とし、甲乙双方に異議がない場合は土地区画整理事業に支障のない範囲で更に 1 年間延長するものとし、以降もこれに準ずるものとする。

(敷地の返還)

第 7 条 乙の事業終了にあたっては、工作物等を完全撤去の上、敷地の清掃後片付けを行い、現況復旧のうえ甲に返還すること。

(付 則) この協定に関して生じた疑義については、甲乙協議し、これを解決するものとする。

なお、甲乙が何らかの事由により協定を履行できない事情を生じた場合には、互いにすみやかに連絡するものとする。

以上の協定を証するため協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 1 4 年 1 0 月 1 6 日

協 定 者

甲 住所 足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号

氏名 (財) 足立区まちづくり公社  
理事長 石 塚 昭 二 印

乙 住所 足立区六町一丁目 4 番 1 号

氏名 ハイランドプラン  
代 表 平 田 裕 之 印



○六町エコプチテラスの開設について（平成14年度委員会追加報告）

建設委員会報告資料（追加）（平成14年11月6日）

件名	六町エコプチテラスの開設について
所管部課	都市整備部まちづくり課（財）足立区まちづくり公社
内容	<p>1 六町エコプチテラスの開設について</p> <p>六町一丁目の区の未利用地に、足立区の初めての試みとして、地球環境に配慮し、計画から整備・維持管理までを、地域住民と協働で行う事業型の六町エコプチテラスを10月17日に開設した。</p> <p>本用地は、六町地区の区画整理（都施行）の減歩緩和用地として、区が取得した18,700㎡の一部であり、将来は、道路等に充当されるため、利用期間は暫定的であり、区画整理の進捗に合せ、使用が不可能になってしまう用地である。今までは区が、年に約2回の草刈除草等（草刈経費：約100円/㎡）を行い、本用地を適正に管理していた。</p> <p>また、他の減歩緩和用地も、東京都第二区画整理事務所、土木部、六町二丁目町会、六町三丁目町会へ無償で貸出し、未利用地の有効活用を行っている。</p> <p>◎ 事業の概要について</p> <p>六町エコプチテラスは、六町一丁目11番に位置し、面積は約2,000㎡。区画整理事業に利用されるまでの期間を、暫定的に活用していく。</p> <p>本事業は、従来の地域住民の憩いの場としてコミュニティ醸成を図る目的に加え、環境やリサイクルに配慮する観点を持ち合わせている。</p> <p>その方策は、プチテラス内に、モデル的にキウイ棚を設置する。キウイは、葉の蒸散作用や、葉の被覆性が中間緑地として地上への直接日射を防ぐことなど、地球温暖化防止の試みの一つとして、有効であるとされている。</p> <p>キウイの栽培・管理を行うとともに、リサイクル活動や無農薬栽培を観点とするプチ農園を設置し、草花や野菜等を育成する活動を続けていくことで、地球環境保護の啓発活動や環境保全情報の発信基地としていく。</p> <p>さらに、地域住民力や民間経営手法を活用し、プチテラスの維持管理に加えて、企画・計画づくりや造成・整備を、地元の環境NPO的団体であるハイランドプランと管理協定を結び委託している。</p> <p>また、（財）まちづくり公社が、ハイランドプランへ、今年まちづくり推進援助要綱事業による援助を行うとともに、指導並びに監督を行っていく。</p>
今後の方針・課題	<p>○ 足立区の先進事例として、地域との協働によるエコプチテラス運営を推進していく。</p> <p>○ 区画整理の進捗に合せ、使用が不可能になってしまう用地のため、暫定的な期間を開設するエコプチテラスとなる。区画整理の最新情報を入手し、今後の見通しをつけていく。</p>

## 確 認 書

六町エコプチテラス用駐車場用地の増加に伴い、平成14年10月16日に  
取り交わした協定書付則に基づき取り扱いを協議した結果、協定者相互に合意  
が得られたため本確認書を取り交わす。

### 協議事項

1. 当該増加用地分は、六町地区まちづくり事業の推進を図るための六町エコ  
プチテラス用駐車場として使用すること。
2. 当該増加用地分の整備については、従前の六町エコプチテラスと同様に、  
乙の費用により乙が実施すること。
3. 当該増加用地分の維持管理に関する事項については、平成14年10月1  
6日に締結した協定書の対象とすること。

平成17年 9 月 28 日

### 確認者

甲 住 所 足立区中央本町一丁目17番1号

氏 名 財団法人足立区まちづくり公社

理事長 石塚 照久 印

乙 住 所 足立区六町一丁目4番1号

氏 名 ハイランドプラン

代 表 平 田 裕 之 印

## ○グリーンプロジェクト規約

### グリーンプロジェクト規約

#### 第一章 名称および事務所

- 第1条 本団体はグリーンプロジェクトとよぶ  
第2条 本会の事務所は代表宅とする

#### 第二章 目的および事業

- 第3条 本団体は深刻化する環境問題に対して具体的な活動を通じてその本質を学び、自然との共生社会、未来への持続可能な社会を実現することを目的とした環境教育の実践の場である。エコプチテラスでの活動（ヒートアイランド対策、ごみ問題、地球温暖化、紫外線対策など）を主な事業とする

#### 第三章 登録およびエコ農園利用

- 第4条 エコボランティアとして登録（登録料200円 ネームカード配布）した者をもって構成する  
第5条 本会の会員はエコボランティアとしての登録料200円（ネームカード代）を支払う。また会員の中で、エコ農園を利用するものは、各部に所属し、年間利用費として5000円を納入する これらの資金は団体運営を目的として使用する

#### 第四章 入会及び脱会

- 第6条 エコボランティア登録をした者  
第7条 自らが登録抹消の意思表示をしたとき、および役員の全員一致による登録抹消

#### 第五章 役員の構成と職務

- 第8条 役員職務は以下の通りとする
- |      |    |                          |
|------|----|--------------------------|
| 代表   | 1名 | 事業の円滑な運営に当たる             |
| 副代表  | 2名 | 会長を補佐し、会長の事故あるときは職務を代行する |
| 会計   | 2名 | 会計事務を処理する                |
| 会計監査 | 2名 | 会務及び会計の執行業況を監査する         |
| 幹事   | 2名 | 連絡、書記その他                 |

#### 第六章 任期

- 第9条 役員は団体全体で選び、任期は2年とする。但し、再任は妨げない  
第10条 役員に欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の任期期間とする

#### 第七章 機関

- 第11条 団体の運営を円滑に行うため、次の機関を置く
- |      |                             |
|------|-----------------------------|
| 全体会議 | 毎月第1日曜日、10時よりエコテラスにて（雨天中止）  |
| 役員会  | 事業計画の策定および実施、その他代表が必要と認めたとき |

## 第八章 経費

第12条 本団体の経費は、次により支弁する

1 補助金 2 農園利用料 3 企業協賛金 4 寄付金 5 その他

## 第九章 予算及び決算

第13条 本科の予算は、役員会の決議を経て決まる

第14条 決算は会計監査の監査を経て全体会の承認を得る

## 第十章 会計年度

第15条 本会の会計年度は毎年10月1日から翌年9月30日に終わる

## 第十一章 雑則

第16条 本団体の運営に監視必要な事項及び、この規約の変更は会全体の3/4の同意を必要とする

## 第十二章 付則

第17条 この会則は平成14年10月5日から実施する

## ○エコ農園利用者心得

### エコ農園利用者心得

エコ農園は、エコプチテラスを利用するエコボランティアに対し、より積極的な活動を促進する目的でつくられたものです。エコ農園利用者は、環境問題に取り組む「グリーンプロジェクト」の趣旨を理解し、自然との共生社会をめざす活動の一環として、以下のことを守るよう心がけてください

- 1 利用者が利用できる区画は、グリーンプロジェクトが指定する区画のみとし、野菜・草花の栽培および生ゴミの堆肥化以外に利用することはできない（特に樹木その他撤去に手間のかかる物を許可なく置いてはならない）
- 2 エコ農園を利用するために必要な道具・種苗・肥料などは利用者が負担する
- 3 利用者はエコ農園を維持管理するために要する諸経費の一部として年額5千円を指定する期日までに納入すること
- 4 すでに納入した年間利用費は返還しない
- 5 エコ農園を利用できる時間は、日の出から日没までとし、近隣に騒音や道路を汚す等迷惑がかからないよう配慮する
- 6 利用期間は毎年11月1日から1年間 ただし区およびグリーンプロジェクトの都合により農園を休廃止するときはこの限りではない
- 7 利用期間の終了したとき、および利用者が転居その他の理由により利用ができなくなったときは、利用区画の土地をすみやかに現状にもどし、返還しなければならない
- 8 利用区画を2ヶ月以上放置した場合は、利用を取り消すものとする
- 9 利用承諾を受けた土地を他人に転貸してはならない
- 10 利用者は、エコ農園利用に伴う地上権その他一切の権利を有しない
- 11 利用者は、施設等について、破損等に細心の注意を払い、常に清潔に使用し、他の利用者および近隣住民の迷惑となるような行為をしない
- 12 利用者は、利用区画および周辺の通路等のゴミ・雑草の除去に積極的に努め、効果的な耕作ができるようにしなければならない
- 13 グリーンプロジェクトは栽培物や農具等の損害に対して一切の責任を負わない。また、都合により農園を休廃止した場合についても補償義務を負わない
- 14 利用者間でのトラブルはすべて自己責任とし、責任が終えない場合は利用を禁止する
- 15 区画外で耕作すること、私物を放置することを禁ずる
- 16 ゴミ（ビン・缶・吸殻等）はすべて持ち帰る
- 17 自転車や自動車は指定の場所以外には止めない
- 18 エコ農園利用者はボランティア活動各部に必ず所属し、部の活動に積極的に参加する
- 19 団体への物品の提供者に対し、役員の許可無しに個人的な提供の交渉はしないこと
- 20 つねに環境にやさしい活動を心がける
- 21 現地でのトラブルが発生した場合にはすぐに役員に連絡をする
- 22 その他、農園の利用に際しては、グリーンプロジェクトの指示に従うものとする

以上

## ○エコ農園利用承諾書

### エコ農園利用承諾書

エコプチテラスは、足立グリーンプロジェクトの一環として、キウイ棚の設置によるヒートアイランド対策を主な目的としている。エコプチテラスにおけるエコ農園の役割は、キウイ棚の管理および、テラスの景観維持（清掃・除草を含む）などのボランティア活動に積極的に取り組むエコボランティアに対し、より積極的なエコ活動をしていただくための場である。エコ農園で生ゴミのリサイクルや減農薬・有機農法を積極的に目指すことにより、環境と調和した町づくりを目指すことを第一の目的としている。

### 利用条件

- 1 エコボランティアとして登録していること
- 2 グリーンプロジェクトの趣旨に賛同し、農園利用を通じて趣旨を反映させるよう努めること
- 3 減農薬・有機農法を目指し、なるべく化学肥料の使用はひかえること（近隣利用者から苦情が出た場合は、すみやかに農薬および化学肥料の使用を中止すること）
- 4 農作物の盗難・農園の破壊・近隣利用者とのトラブルに対しては、すべて自己責任とし、エコプチテラスの運営およびグリーンプロジェクトへの迷惑をかけること
- 5 キウイ棚の管理・除草・清掃などの行事が必要な際は、積極的に参加すること
- 6 水利用は、責任者の許可を得ず勝手にしないこと
- 7 まちづくり公社との協定期間が終わるなどの理由で、土地を足立区に返却する際には、すみやかに利用をやめ、土地をあげわたすこと
- 8 利用時間は日の出から日の入りまでとし、騒音その他近隣住民に迷惑をかけること
- 9 エコ農園利用者心得（別添）をルールとし、これを守ること
- 10 1～9の利用条件を著しく破る、もしくは近隣利用者およびグリーンプロジェクトの活動を著しく妨げる利用者に対して、責任者平田裕之からの警告のあと、役員3/4の承諾を得て、利用権を中止する。その際、利用期間中であっても年間利用費の返却はしない

年間利用費 5000円（期間が途中からの利用者も一律5000円の会費とする）

期間 毎年11月1日から1年間（更新する場合は前年に引き続き同じ区画を利用）

区画 8㎡（4m×2m）を基本区画とし、それ以外の区画に関しては利用者と役員との協議により決める

上記の規約を承諾し、利用条件を守ります

登録日 \_\_\_\_\_

利用区画番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

捺印

○足立グリーンプロジェクトメディア出演一覧

新聞・雑誌記事・HP等

2008年	3月	つくばエクスプレス情報誌	「サワワ」に「六町駅」の紹介で掲載
2008年	3月	産経新聞	生活面「循環生活のすすめ」
2008年	1月	植物と暮らすライフマガジン「Planted #6」	project × plantsに掲載
2007年	12月	国民生活センター	「たしかな目」ばわふる市民活動で紹介
2007年	12月	全社協月刊「ボランティア情報」	特集「自然保護・環境活動をすすめる」～ネットワーク・パートナーシップを生かす取り組み～
2007年	11月	家の光協会	季刊「やさい畑」
2007年	10月	情報誌ばど	「私の街ジマン」に掲載
2007年	9月	月刊「不動産フォーラム21」	「マーケティングの現場から(61)野菜づくりから人づくりへ発展するコミュニティガーデンの可能性」
2007年	7月	ヤフーボランティアHP	「あなたの街のボランティア探訪！」でスタッフ紹介
2007年	7月	公衆衛生	(Vol.71)インタビュー「共に生きるコミュニティの構築をめざして・2 東京都足立区「六町エコプチテラス」から学ぶ」
2007年	4月	環境goo	「NPO活動紹介～インターネットがNGO/NPOの広報を変えた」で紹介
2007年	2月	ソトコト	NPO紹介
2006年	12月	足立読売	キウイ収穫
2006年	7月	足立読売	ジャガイモ収穫
2006年	6月	河北新報社	連載「ニッポン開拓」『足立区(東京)／遊休地再生／住民の秘めた力呼ぶ』
2006年	6月	シティオペラ6／19号	六町エコプチテラス
2006年	4月	GEIC	パートナーシップ事例紹介『六町エコプチテラス(ホームページ)』
2006年	4月	NHK	やさい通信4月号
2006年	3月	仙台都市総合研究機構	「杜の都に田園資源を活かす研究」の研究事例として
2006年	1月	NPO法人ハンズオン埼玉	私のだいじな場所

2005年	7月	足立読売	加平小児童が六町エコプチテラスでいのちと出会う
2005年	5月	毎日が発見	『生ゴミ出さない知恵、捨てる技術その2』
2005年	4月	ソトコト	NPO大百科
2005年	4月	足立読売	愛地球博に出展『足立のドングリ長久手を経由して世界へ』
2005年	3月	朝日新聞	つくばエクスプレスTXまち新景『空き地から街づくり』
2005年	1月	産経新聞	環境立国『環境学習のコンビニ』
2004年	12月	ソトコト	『ロハス大予言:スローフード編』
2004年	10月	毎日新聞	全国花いっぱいコンクール都審査最優秀賞
2004年	7月	生活者ネットワーク通信	水脈
2004年	6月	足立朝日	おいしい講演会に130人参加
2005年	6月	ソトコト	「NPOが世界を変える」にて掲載
2004年	5月	読売新聞江東版	環境問題でNPOの輪
2004年	11月	足立朝日	特集「チャレンジ環境問題」
2003年	11月	ときめき	環境とまちを変えるグリーンプロジェクト推進
2003年	7月	レピス夏号	荒地を環境教育の場に(1)
2003年	6月	読売新聞	いぶき
2003年	3月	コロンブス	噂のトピックス
2003年	2月	公社ニュース「ときめき」	まちづくり推進援助制度を活用してエコプチテラスを造成
2003年	1月	読売新聞江東版	環境に優しい農園作り

#### テレビ

2007年	12月	ケーブルテレビ足立	キウイ収穫祭
2006年	12月	ケーブルテレビ足立	キウイ収穫祭
2006年	8月	ケーブルテレビ足立	葉っぱ祭り
2006年	7月	NHKゆうどきネットワーク	夕涼み
2006年	7月	NHK首都圏ネットワーク	夕涼み
2006年	7月	ケーブルテレビ足立	ジャガイモ収穫
2006年	6月	ケーブルテレビ足立	キャンドルナイト
2006年	6月	BS朝日	ハッピーロハス
2006年	4月	NHKいっと6けん	東京今人
2006年	4月	教育テレビ	「野菜通信4月号」に質問者としてスタッフ出演



2005年	8月	NHK『ラジオあさいちばん』	首都圏情報コーナー・キウイでヒートアイランド対策
2005年	7月	NHKご近所の底力	我慢できない夏の猛暑(再放送)
2005年	5月	ケーブルテレビ足立	キウイの花紹介
2005年	6月	ケーブルテレビ足立	キアゲハ救出大作戦
2005年	1月	シティビジョン	グリーンプロジェクト
2004年	8月	NHKご近所の底力	我慢できない夏の猛暑
2004年	7月	シティビジョン	何か環境についてやってみたい
2003年	6月	ケーブルテレビ足立	情報タイム530
2003年	2月	NHKおはよう日本	荒地を環境教育の拠点に

#### 主な受賞

2007年	6月	コカコーラ環境教育賞	環境教育賞
2007年	3月	環境goo大賞	奨励賞
2006年	10月	土地活用モデル大賞	審査委員長賞
2004年	10月	全国花いっぱいコンクール	東京都職場・地域の部 最優秀賞

#### 足立グリーンプロジェクト講座・講演視察一覧

##### 講演会・講座・視察

2006年	12月	NPO講座	東京ボランティア市民活動センター「ききナネ講座・広報」の講師として
2006年	12月	環境講座	キムチ作り教室
2006年	12月	環境講座	リース作り
2006年	12月	事例紹介	東京ボランティア市民活動センター、聞きマネ講座「NPOの広報」
2006年	12月	パネリスト出演	主催のせんだい都市フォーラム「仙台まちなか農園プロジェクト」
2006年	11月	事例発表	「広がれボランティアの輪」連絡会議、テーマ別懇親会
2006年	10月	授賞式参加	平成18年度土地活用モデル大賞表彰式
2006年	10月	イベント参加	足立区3Rフェア
2006年	10月	現地視察	パーマカルチャー塾の現場実習

2006年	9月	現地調査	都市みらい推進機構、土地活用モデル大賞の現地調査
2006年	8月	現地視察	ボスニア・ヘルツェゴビナ、コミュニティガーデン運営スタッフ(CGA)
2006年	8月	現地視察	仙台都市総合研究機構
2006年	8月	現地調査	明星大学研究チーム・ヒートアイランド調査
2006年	7月	現地視察	コミュニティガーデンサロン
2006年	7月	環境講座	六町あづま保育園ジャガイモ掘り76名
2006年	6月	環境講座	押し花キャンドル作り
2006年	5月	現地視察	調布市、市民グループ40名
2006年	3月	環境講座	ハンガリーウォーターづくり
2006年	2月	環境講座	ハンガリーウォーターづくり
2006年	1月	パネリスト出演	せんだい都市フォーラム『土とのふれあいから、都市との元気が湧いてくる』
2005年	11月	ボランティア受け入れ	NPO支援センターちば・野田市福祉園芸プロジェクト『体験ボランティア』受け入れ
2005年	11月	現地視察	あだちまちづくり大学の受講者約50名エコプチ見学
2005年	10月	イベント参加	目白大学文化祭『桐和祭』参加
2005年	10月	事例発表	第11回まちづくり大学(主催:財団法人足立区まちづくり公社)
2005年	10月	環境講座	ハーブせっけん作り
2005年	10月	現地視察	「東京23区内にコミュニティガーデンを作る」準備委員会
2005年	9月	NPO講座	NPOインターシップ・プログラム2005主催(NPO研究サロン)「笑顔で働く!!～地域コミュニティの持つ力」講師として
2005年	9月	現地視察	野田市、園芸福祉プロジェクト
2005年	9月	環境講座	ハンガリーウォーターづくり
2005年	9月	パネリスト出演	愛・地球博、地球市民村トークショー『地みどりトークショー&ワークショップ』
2005年	9月	現地調査	芝浦工業大学工学研究科、コミュニティ形成調査
2005年	9月	パネリスト出演	NPOインターンシップ・プログラム2005 が主催するNPO交流サロン
2005年	9月	現地視察	都立科学技術高校、地域調査の取材

2005年	9月	環境講座	廃油せっけん作り
2005年	9月	現地視察	仙台都市総合研究機構視察
2005年	8月	環境講座	第13回生ゴミリサイクル交流会2005分科会で事例発表「生ゴミでいきいきほかほか仲間づくり」
2005年	8月	現地視察	長崎・NPO大地といのちの会
2005年	6月	環境講座	キアゲハ救出大作戦・加平小学校3年生 & PTA60名
2005年	6月	ヒアリング	足立区環境基本計画策定に向けた現地ヒアリング協力
2005年	5月	環境講座	押し花キャンドル作り
2005年	4月	現地視察	多治見市・『あっちっちサミット』
2005年	2月	現地視察	韓国釜山市、自発的な新環境運動の事例紹介として、取材・撮影
2005年	2月	講座講師	NPO講座in和光市:事例紹介
2005年	1月	現地視察	NPO法人有機農産物普及・堆肥化推進協会
2005年	1月	環境講座	手作りキムチ教室
2004年	12月	環境講座	ナチュラルリース作り
2004年	11月	現地視察	板橋エコロジー講座楽しんで地球を長持ちさせよう(板橋エコポリスセンター)
2004年	7月	現地視察	パーマカルチャー塾フィールドワーク
2003年	11月	パネリスト出演	第9回まちづくりフォーラム・パネラー(2003年11月)
2003年	6月	事例報告	あだち環境フェア活動報告

## ○足立区プチテラス設置要綱

※財源確保が困難なことから、現在、本要綱に基づく用地買収は行っておりません。

### 足立区プチテラス設置要綱

平成元年6月1日 区長決定

#### (目的)

第1条 まちの中に、ゆとりとふれあいのプチテラスをつくることにより、都市緑化の推進、都市景観の演出、安全性の確保、コミュニティの醸成の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 プチテラスとは、道路、施設及びバス停留所等に接して設けるポケットパーク（路地状空間を含む）をいう。

#### (整備区域)

第3条 区長は、整備すべき区域を重点地区と一般地区に分けて指定し、整備の推進を図る。（別表第1参照）

#### (用地買収選定基準)

第4条 用地買収の選定は、次の基準により実施する。

- (1) 面積はおおむね20㎡から300㎡以下のもの。
- (2) 買収によるプチテラスから概ね100mを超えるもの。ただし、バスタッチ及び環境整備指導要綱によるものは除く。
- (3) 用地買収は、原則として重点地区を優先とする。
- (4) 環境整備指導要綱で定める基準を超える部分及び負担金の精算を超える部分で事業計画に支障のないものは、買収の対象とする。
- (5) 道路及びそれに準ずる通路等に3m以上接しているもの。ただし、奥行は接道部の延長の概ね2.5倍以内とする。
- (6) その他、区長が特に必要と認めたもの。

#### (民地、公共施設の活用)

第5条 事業用地は、民有地及び公共施設の所有者の協力を得て、借地方式（民地の場合は5年以上無償借上）で設置するものとする。

2 前項による借地方式の設置については、距離の制限を行わない。

#### (買収用地の管理等)

第6条 買収用地の利用までの管理は、まちづくり課が行うものとする。

2 借地の賃貸借契約までの事前手続、及び用地利用までの管理は、まちづくり課

が行うものとする。

(整備施設基準)

第7条 事業地内に整備する施設は、シンボルツリー、ベンチ、クズカゴ、ストリートファニチャー、彫刻、園内灯等とする。

(整備の分担)

第8条 区有地の整備については区が行い、借地の整備は、まちづくり公社が行うものとする。

(維持管理の方法)

第9条 整備完了後の維持管理については、原則としてまちづくり公社に委託する。

(用地の土地情報の収集等)

第10条 用地に関する情報は、次の方法により収集する。

- (1) 企画部・施設部・宅地建物取引業足立支部の協力を得る。
- (2) 都市整備用地の先行取得に関わる要綱を活用する。

(協議)

第11条 第3条によるプチテラス用地の選考については、関係機関（別紙第2参照）に協議して決定するものとする。

付 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

別表第1

<input type="checkbox"/> 重点地区	<input type="checkbox"/> 一般地区
1. 沿道環境整備事業	1. 細街路計画に接する空地
2. 不燃化促進事業	2. バス停に接する空地
3. 防災生活圏モデル事業	3. 公衆トイレに接する空地
4. 住環境整備モデル事業	4. ポンプ場に接する空地
5. 地区計画	5. 土地区画整理地内のまちかどに
6. 地区住環境総合整備事業	接する空地
7. 都市景観・彫刻のまち事業	6.
8. 公共施設建設	
9. 市街地再開発事業	
10. 都市計画道路・橋梁事業	
11. 駅前広場	
12. 親水緑道	
13. コミュニティ道路	

14.	緑化協定地区	
15.	建築協定地区	
16.	優良再開発建築物促進事業	
17.	優良住宅地段階整備誘導事業	
18.	ウォーターフロント整備誘導事業	
19.	特定住宅市街地整備事業	
20.	街なみ整備促進事業	
21.	商店街環境整備事業	

別表第2

プチテラス用地関係機関	
企 画 課	
予 算 課	
用 地 課	
都市計画課	
開発指導課	
建 築 課	
計画調整課	
商工振興課	
まちづくり委員会部会長	
まちづくりシステム部会長	
環境整備計画部会長	
環境整備調整部会長	
財政・再開発部会長	
まちづくり公社第一事業部	

○足立区公有財産規則抜粋（昭和 55 年 4 月 1 日規則第 28 号）

第 2 節 行政財産の使用許可等

(行政財産の貸付等)

第 24 条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない範囲において、法第 238 条の 4 第 2 項又は第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、これを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定することができる。

2 行政財産は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 11 条の 2 第 6 項から第 10 項まで及び第 11 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定に該当する場合は、これを貸し付けることができる。

3 前 2 項の規定により行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合には、次節及び第 4 節の規定を準用する。

(使用許可の基準)

第 25 条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき使用を許可することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用又は公共用若しくは公益事業の用に供するため必要と認められるとき。
- (2) 運輸、電気、水道又はガス供給事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 職員及び公会堂等の施設を利用する者のため、食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。
- (4) 隣接土地所有者又は使用者が、当該土地の利用のため、相隣関係上やむを得ないと認められるとき。
- (5) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (6) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められるとき。

(使用許可の手続)

第 26 条 部長は、行政財産を使用しようとする者から、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては名称及び所在地)
- (2) 使用しようとする財産の所在、種類及び数量
- (3) 使用しようとする期間

(4) 使用しようとする目的及び方法

(5) その他必要と認める事項

2 部長は、足立区行政財産使用料条例(昭和 42 年足立区条例第 3 号)第 5 条の規定に基づき、使用料の減額又は免除を受けようとする者から、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに使用料の減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書を提出させなければならない。

3 部長は、行政財産の使用許可をしようとするときは、前 2 項の申請について、相手方の信用状況、使用目的、使用期間、使用範囲(数量、位置)等を調査のうえ、資産管理担当部長を経て区長の承認を受けなければならない。ただし、第 48 条ただし書の規定により区長が指定したものについては、この限りでない。

(使用許可)

第 27 条 前条第 3 項本文の規定により承認を受けたときは、部長は、使用の許可にあたり、次の各号に掲げるもののうち必要な事項を記載した行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならない。

(1) 使用を許可する行政財産の名称、所在、種類及び数量

(2) 使用許可の期間

(3) 使用料、延滞金及び使用料の不還付

(4) 使用の目的及び方法

(5) 使用上の制限

(6) 使用許可の取消又は変更

(7) 原状回復及び損害賠償の方法

(8) 光熱水費等の負担

(9) 有益費等の請求権の放棄

(10) 実地検査等

(11) その他必要と認める事項

(使用許可の取消)

第 28 条 部長は、法第 238 条の 4 第 9 項に規定する理由に該当すると認めるときは、直ちに、第 26 条第 3 項及び前条の規定の例により処理しなければならない。

(光熱水費等の負担)

第 29 条 行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させることができる。

(使用許可の期間及び使用料)

第 30 条 行政財産の使用許可の期間は、1 年を超えてはならない。ただし、電柱又は水道管、ガス管その他の埋設物を設置するため使用させるときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第 32 条第 2 項の規定は、行政財産を使用させる場合に準用する。



○地方自治法抜粋（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土

地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。